

多摩市における文化芸術振興方針

平成21年12月15日 市長決定 <<くらしと文化部文化スポーツ課>>

I 背 景

多摩市では、旧来からある伝統文化と、多摩ニュータウン開発に伴い全国から移り住んできた人々によってもたらされたり、新たに作り上げられてきた文化が融合した新しい市民文化が育まれてきた。

特に昭和48年に開設された多摩市立公民館では、事業参加者や利用者が、知識、技能、経験、学習の成果を生かし様々な学習や文化活動を展開し、行政もこれを積極的に支援をしてきた。その後、地区市民ホール、コミュニティセンターなどの公共施設や学校開放の場での活動へと広がり、より豊かな市民文化の創造へと繋がった。

さらに昭和62年に設立された財団法人多摩市文化振興財団は、多摩市立複合文化施設で文化活動などを通した市民のコミュニティの醸成も視野に、市民の文化活動などの拠点として各種事業を実施することで多摩市の文化振興の一躍を担ってきた。

II 課 題

こうしたことを背景に近年では市民活動がますます活発化し、市民参加型の事業や市民及び市が主催して行う各種文化行事等を支援する役割がこれまで以上に行政及び財団にも望まれている。

また、企業、大学、非営利活動団体等の多様な文化活動の主体は、新しい文化の創造や振興の担い手として期待されているところもあり、今後はこれら新しい文化の担い手や活動する市民、鑑賞する市民、文化活動を支える市民が情報を共有し、協働できるよう基盤をさらに強化していくことが求められている。

III 目 的

—多摩市の文化を育むまちづくりのために（第4次多摩市総合計画リーディングプロジェクトIVより）—

多摩市に住んでいることが誇りに思える地域社会の創出と、市民自治による市民文化の創出を目指し、多摩市固有の文化資源、市民の文化活動を生かすとともに、新たな文化の創造や文化の担い手である市民との協働による文化施策を総合的に進めるため、本方針を定める。

IV 取り組みの対象

文化芸術振興基本法が規定する、文学、音楽、美術や演劇、舞踊、伝承芸能、歴史等のほか、多摩市固有の自然、生活習慣、都市景観、環境などを反映した文化活動全てを対象とする。

また、ここでいう市民とは、多摩市自治基本条例にいう市民（市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等）である。

※ 文化芸術振興基本法（平成13年12月7日公布）



V 文化の担い手

市民主体の文化振興

心豊かな社会の形成にとって欠かせない文化芸術の創造と享受は市民の願いであり、権利でもある。文化芸術の創造と振興を図るためにには、あらゆる分野の多様な団体活動の自主性が尊重され、これを理解し、連携して取り組むことが重要である。

このため、市民一人ひとりが文化芸術の担い手として文化の振興に努めることを基本とし、市は市民の文化芸術活動の支援と、協働による文化芸術振興を進める。また、文化団体、企業、多摩市文化振興財団、教育機関、NPO、ボランティア、企業や事業者は互いのパートナーシップのもとに文化振興に取り組んでいくこととする。

VI 基本理念と目標

人間性豊かな教育・文化都市(第四次多摩市総合計画基本構想)

教育・生涯学習を進め、文化を振興し、一人ひとりの市民が人間性豊かなくらしを営むまちづくりを目指す。

VII 市の役割と責務

1. 市民文化の振興

- ① 多様な市民が育んできた市民文化を発展させるため、市民の主体的で日常的な文化活動を支援する。
 - ◆ 多摩市立複合文化施設の文化施設の適切な保全及び活用
 - ◆ ボランティアの育成・活用、文化活動団体・グループ等の支援等の環境の整備
 - ◆ 公民館等による市民の文化芸術活動の場の提供と支援
- ② 優れた文化や芸術に身近に触れ、親しめる機会を提供する。
 - ◆多摩市立複合文化施設等で実施する文化芸術の鑑賞や体験事業等
- ③ 文化を通じた多摩市の魅力を発信する。
 - ◆多摩市固有の文化資源の活用（歴史、文化財、人材、都市環境など）
- ④ 将来を見据え、市民と一緒に取り組みを進める。
 - ◆文化活動団体・グループ等との協働、市民や市内芸術家等の発掘など

2. 歴史・文化の保存と継承の機会

- ① ふるさととしての多摩市に対する愛着や誇りを深める。
- ② 新しい文化を創造していくために、歴史（多摩ニュータウンの開発を含め）や伝統文化を学び、次世代へ受け継ぐ。
- ③ 多摩市の歴史を知る手がかりとなる郷土資料の収集、保存、公開や情報の提供を進めるとともに、文化財の保護・保存・活用、伝統芸能の継承・復活を図る。

VII 多摩市文化振興財団の役割

多摩市文化振興財団は、多摩市との連携のもとに、市民文化の向上及び発展のための事業を行い、市民の自主的な文化活動を促進することにより、市民文化の創造とコミュニティの醸成を図り、もって広く地域の発展に寄与するために、次のことを行なうと同時に、多摩市内に限定しない広範囲への情報の発信と集客に努める。

- ①優れた文化芸術を提供し、振興する事業を実施すること
- ②文化芸術を通して都市の活性化、コミュニティの醸成などの行政課題及び市民文化活動の支援のための事業を実施すること
 - ◆複合文化施設およびその周辺に限らず、文化芸術振興の領域を市内全域に広げ、市民要望を十分に把握し、市民の期待に応える事業の展開
 - ◆地域で育まれた市民文化、伝統文化、芸術等に関する活動の支援及び組織との連携
- ③郷土の歴史・文化に関する資史料の保存、公開普及のための事業を実施すること
 - ◆ ふるさと多摩を意識した文化芸術情報の発信及び事業の展開。
 - ◆ 多摩市独自の文化資源の活用。
 - ◆ 市民が郷土としての愛着と誇りを持てる事業の展開
- ④市民が参加し、及び体験する文化芸術事業を実施すること
- ⑤他機関との連携を強化した事業を展開すること
 - ◆ 公民館・国際交流・スポーツ・生涯学習・児童施設・市民活動等の公的機関との連携
- ⑥多摩市立複合文化施設の適切な管理・運営
- ⑦公益法人制度改革を踏まえた財団の公益性をさらに向上させ、運営体制を充実強化すること。
- ⑧財団組織基盤の充実強化並びに文化芸術の向上及び振興するための人材を確保し、養成すること

※多摩市独自の文化資源

動植物、街路樹・街並み、ニュータウン、公園・緑地、グリーンライブセンター、多摩よこやまの道、農業、名産、各種イベント・まつり、市民活動、文化財、鉄道、フィルムコミッショなど

IX 文化芸術振興施策の推進体制

現在、多摩市の文化行政は、教育委員会が所掌する文化財を除き市長部局で担当しているところであるが、文化芸術分野の広範性や行政に対する住民ニーズの多様化などを踏まえ、市長部局の文化スポーツ課文化学習担当を中心として総合的な見地から施策を展開する。

また、文化部門に限らず、地域振興、産業振興、観光振興、教育、子育て支援、福祉、環境、都市整備など、様々な分野との関連も深いことから、庁内組織の枠組みを超えた相互連携を図りながら施策の展開を進める。

